資料2

＜永山事件＞

　犯行当時19歳だった少年が、横須賀のアメリカ軍基地から盗んだけん銃を使って、1968年10月11日から11月5日までの約1ヶ月のうちに東京と京都では勤務中の警備員を射殺し、函館と名古屋ではタクシー強盗を働いてタクシー運転手を射殺した。何ら落度のない四人の社会人の生命を次々と奪ったうえ、再び立ち戻った東京では学校内に侵入して金品を物色中に発見され、逮捕を免れるため警備員に対して狙撃したが命中しなかった。

死刑選択をする場合

「その事件については如何なる裁判所がその衝にあつても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべきものと考える。立法論として、死刑の宣告には裁判官全員一致の意見によるべきものとすべき意見があるけれども、その精神は現行法の運用にあたつても考慮に値するものと考えるのである。」（東京高等裁判所）

死刑選択の基準（永山基準）

「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。」（最高裁判所）

→この事件以降ほとんどの死刑判決はこの基準に照らして判断されてきた。